○経済産業省令第二十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）を実施するため、一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

経済産業大臣　萩生田光一

一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則及び電気関係報告規則の一部を改正する省令

（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則の一部改正）

第一条　一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十七条　インバランス料金は、次の各号に掲げる額のいずれか高い額とする。 一　複数の一般送配電事業者（沖縄電力を除く。以下この条において同じ。）が、三十分単位の各時間帯において、当該複数の一般送配電事業者の供給区域のインバランス（電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）第一条第二項第二号に規定するインバランスをいう。以下同じ。）を共同して調整するための指令をすることができる電源等及び電気の供給を受ける者（連系設備の送電容量等の制限により共同して調整するための指令をすることができる電源等及び電気の供給を受ける者が存在しない場合にあっては、一の一般送配電事業者の供給区域のインバランスを調整するための指令をすることができる電源等及び電気の供給を受ける者をいい、以下この条において「調整電源等」という。）について、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額 イ　出力を増加させる指令（電気の供給を受ける者に対する指令にあっては需要を抑制させる指令をいい、以下「上げ調整指令」という。）のみが出された場合　三十分単位の各時間帯のうちの指令が出された時間帯（以下「指令時間帯」という。）ごとの最も高い調整電源等の単価（調整電源等による調整力の供給に係る一キロワット時当たりの単価をいう。以下同じ。）を、当該指令時間帯ごとの指令が出された調整力の量（以下「指令量」という。）で加重平均した額 ロ　出力を抑制させる指令（電気の供給を受ける者に対する指令にあっては需要を増加させる指令をいい、以下「下げ調整指令」という。）のみが出された場合　三十分単位の各時間帯のうちの指令時間帯ごとの最も低い調整電源等の単価を、当該指令時間帯ごとの指令量で加重平均した額 ハ　上げ調整指令及び下げ調整指令のいずれもが出された場合であって、上げ調整指令の指令量の方が多い場合　上げ調整指令の指令量と下げ調整指令の指令量を、それらに対応する調整電源等の単価がそれぞれ高いものと低いものから相殺し、残る指令量に対応する調整電源等のうち単価が最も高い調整電源等の単価 ニ　上げ調整指令及び下げ調整指令のいずれもが出された場合であって、下げ調整指令の指令量の方が多い場合　上げ調整指令の指令量と下げ調整指令の指令量を、それらに対応する調整電源等の単価がそれぞれ高いものと低いものから相殺し、残る指令量に対応する調整電源等のうち単価が最も低い調整電源等の単価 ホ　調整電源等への指令が出されなかった場合　指令が出なされなかった上げ調整指令に対応する調整電源等のうち最も低い調整電源等の単価と、指令が出されなかった下げ調整指令に対応する調整電源等のうち最も高い調整電源等の単価の平均の額	**第二十七条**　インバランス料金は、第一号に掲げる額に第二号又は第三号に掲げる値を乗じて得た額に第四号に掲げる額を加えて得た額（第五号において「基準インバランス料金」という。）に同号に掲げる額を加えて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零）として設定しなければならない。ただし、当該額が経済産業大臣が定める額を上回る場合にあっては、当該経済産業大臣が定める額とする。 一　一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」という。）が開設する次のイ及びロに掲げる卸電力取引市場における同一の時間帯の売買取引における価格を、当該イ及びロに掲げる卸電力取引市場における当該時間帯の売買取引の数量により加重平均した額として卸電力取引所が公表する額 イ　翌日市場であって、売買取引に係る電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けないものと仮定して売買取引を行うもの ロ　翌日市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該翌日市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後に売買取引を行うためのもの 二　次のイに掲げる価格（当該価格が次のロに掲げる価格を上回る場合にあっては当該ロに掲げる価格とする。）を前号イに掲げる卸電力取引市場における売買取引の価格で除して得た値（次号において「インバランス料金算定係数」という。）として卸電力取引所が公表する値 イ　翌日市場において行われた三十分を単位とする電力の買入れに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の第一条第二項第二号イからニまでに係る電気の供給の量を合計した量並びに一般送配電事業者が設定する認定事業者が維持し、及び運用する認定発電設備の発電に係る電気の量の見込みから当該認定設備の発電に係る電気の量を除いた量（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が当該認定発電設備を特定して再生可能エネルギー電気特措法第十八条第一項に規定する再生可能エネルギー電気卸供給約款に基づく契約に基づき電気の供給を受ける場合を除く。）（次号において「インバランス供給量」という。）並びに翌日市場において行われた同一の時間帯における電力の売渡しに係る入札数量に同一の時間帯における全ての一般送配電事業者の同項第二号イからニまでに係る電気の買取りの量を合計した量（次号において「インバランス買取量」という。）を加えた数量の電力の売渡しに係る入札（以下この号において「売渡入札」という。）が当該翌日市場において行われたものと仮定した場合における当該翌日市場における売買取引の価格